



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年6月4日火曜日 第9号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則.....（漁政課）.....93

告 示

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正.....（人事課）.....94

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の一部改正.....（ " ）.....94

救急病院の協力申出.....（医療対策課）.....95

地籍調査事業計画の公表.....（農政課）.....95

道路の供用開始（県道久万中山線）.....（中予地方局管理課）.....96

道路の区域変更（県道中山双海線）.....（ " ）.....96

道路の供用開始（県道中山双海線）.....（ " ）.....96

開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）.....97

道路の区域変更（県道舟間伊予吉田停車場線）.....（南予地方局管理課）.....97

道路の供用開始（県道舟間伊予吉田停車場線外）.....（ " ）.....97

公 告

争議行為の通知の公表.....（労政雇用課）.....97

人事委員会規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）.....98

規 則

○愛媛県規則第6号

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年6月4日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年愛媛県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（沿岸漁業改善資金の種類等）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災特財令第1条第1項各号のいずれかに該当するものに対して東日本大震災の後令和2年3月31日までに貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間に係る前3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>省略</p>	<p>（沿岸漁業改善資金の種類等）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災特財令第1条第1項各号のいずれかに該当するものに対して東日本大震災の後平成31年3月31日までに貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間に係る前3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第152号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成5年4月愛媛県告示第576号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、平成31年4月1日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る補償基礎額並びに同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

令和元年6月4日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。			愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	<u>4,900円</u>	<u>13,285円</u>	20歳未満	<u>4,748円</u>	<u>13,284円</u>
20歳以上25歳未満	<u>5,484円</u>	<u>13,285円</u>	20歳以上25歳未満	<u>5,377円</u>	<u>13,284円</u>
25歳以上30歳未満	<u>6,010円</u>	<u>14,249円</u>	25歳以上30歳未満	<u>5,967円</u>	<u>14,255円</u>
30歳以上35歳未満	<u>6,389円</u>	<u>17,285円</u>	30歳以上35歳未満	<u>6,304円</u>	<u>17,353円</u>
35歳以上40歳未満	<u>6,760円</u>	<u>19,052円</u>	35歳以上40歳未満	<u>6,673円</u>	<u>19,286円</u>
40歳以上45歳未満	<u>7,042円</u>	<u>21,399円</u>	40歳以上45歳未満	<u>6,926円</u>	<u>21,393円</u>
45歳以上50歳未満	<u>7,086円</u>	<u>23,304円</u>	45歳以上50歳未満	<u>7,020円</u>	<u>23,905円</u>
50歳以上55歳未満	<u>6,913円</u>	<u>25,232円</u>	50歳以上55歳未満	<u>6,812円</u>	<u>25,257円</u>
55歳以上60歳未満	<u>6,424円</u>	<u>24,797円</u>	55歳以上60歳未満	<u>6,313円</u>	<u>24,859円</u>
60歳以上65歳未満	<u>5,221円</u>	<u>19,769円</u>	60歳以上65歳未満	<u>5,142円</u>	<u>19,726円</u>
65歳以上70歳未満	<u>3,960円</u>	<u>14,997円</u>	65歳以上70歳未満	<u>3,940円</u>	<u>15,291円</u>
70歳以上	<u>3,960円</u>	<u>13,285円</u>	70歳以上	<u>3,940円</u>	<u>13,284円</u>

○愛媛県告示第153号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額（平成8年5月愛媛県告示第748号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の規定は、平成31年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和元年6月4日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護	愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護

を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(2に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が165,150円を超えるときは、165,150円)
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が70,790円以下であるときに限る。)	月額70,790円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(2に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が82,580円を超えるときは、82,580円)
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が35,400円以下であるときに限る。)	月額35,400円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額)

を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(2に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が105,290円を超えるときは、105,290円)
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が57,190円以下であるときに限る。)	月額57,190円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(2に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が52,650円を超えるときは、52,650円)
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が28,600円以下であるときに限る。)	月額28,600円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額)

○愛媛県告示第154号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

令和元年6月4日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
長谷川病院	四国中央市金生町下分1249番地の1	医療法人明生会	令和4年5月31日まで

○愛媛県告示第155号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項に規定する令和元年度の事業計画を、平成31年4月1日次のとおり定めた。

令和元年6月4日

愛媛県知事 中村時広

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間	摘 要
	玉谷地区 藤野地区 城山地区	令和2年3月31日まで " "	地籍調査 " "

松 山 市	和気地区	〃	〃	日土町5番耕地の一部	〃	地籍調査		
	南吉田地区の一部	〃	〃					
	上総地区	〃	〃					
	水口地区	〃	〃					
	東垣生地区	〃	〃 (概況調査)					
今 治 市	三津浜地区	〃	〃 (概況調査)	新居浜市	船木坂ノ下、長野の一部	令和2年3月31日まで	地籍調査	
	立花町、河南町、 郷本町、郷六ヶ内町、 郷新屋敷町の一部	令和2年3月31日まで	地籍調査					
	立花町、河南町、 郷本町、広紹寺町の一部	〃	〃					
	立花町、河南町の一部	〃	〃					
宇 和 島 市	立花町、河南町、 郷本町、郷六ヶ内町、 郷新屋敷町、 八町西の一部	〃	〃 (概況調査)	西 条 市	中野の一部、黒瀬の一部	令和2年3月31日まで	地籍調査	
	下畑地の第9	令和2年3月31日まで	地籍調査					
	高串の第3	〃	〃					
	高串の第4	〃	〃					
	下畑地の第10	〃	〃					
	高串の第5	〃	〃					
高串の第6	〃	〃						
八 幡 浜 市	日土町5・8番耕地の一部	令和2年3月31日まで	地籍調査	大 洲 市	沖浦第6計画区 宇津第4計画区 宇津第5計画区 宇津第6計画区	令和2年3月31日まで	地籍調査	
	古町・広瀬・大谷口の一部	〃	〃					
	本町・千代田町	〃	〃 (概況調査)					
松 前 町	筒井、浜、北黒田の一部	令和2年3月31日まで	地籍調査	四国中央市	川滝町下山・領家4	令和2年3月31日まで	地籍調査	
	浜(新立)第1地区	〃	〃					

○愛媛県告示第156号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和元年6月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久万中山線	伊予市中山町出淵8番耕地700番6から 同町出淵4番耕地1087番3まで	令和元年6月4日

○愛媛県告示第157号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和元年6月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	中山双海線	伊予市双海町上灘字惣別當庚122番3から 同字庚116番4まで	旧	メートル 3.6~15.4	キロメートル 0.139	
			新	12.9~26.3	0.139	

○愛媛県告示第158号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和元年6月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中山双海線	伊予市双海町上瀬字惣別當庚122番3地先から 同字庚112番7まで	令和元年6月4日
"	"	伊予市中山町佐礼谷丙9番3から 同町佐礼谷丙27番4まで	"

○愛媛県告示第159号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和元年6月4日

愛媛県中予地方局長 尾崎 幸 朗

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
元中局建（開）第10号 令和元年5月27日	伊予郡松前町大字徳丸字西ノ窪419番6	伊予郡松前町大字徳丸428番地 伊 藤 貴 範

○愛媛県告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年6月4日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	舟間伊予吉田停車場線	宇和島市吉田町南君立目2042番3地先から 同町南君立目2032番3地先まで	旧	メートル 7.5～8.1	キロメートル 0.020	
			新	7.5～10.3	0.020	

○愛媛県告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年6月4日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	舟間伊予吉田停車場線	宇和島市吉田町南君立目2042番3地先から 同町南君立目2032番3地先まで	令和元年6月4日
"	奥浦白浦線	宇和島市吉田町白浦字一ノ宮外619番2から 同町白浦字一ノ宮外619番3まで	"

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和元年5月24日あったので公表する。

令和元年6月4日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 事件 2019年度夏季一時金・その他に関する事項
- 2 日時 2019年6月5日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723

医療法人 北辰会西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521
一般財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13-47
医療法人 十全会十全ユリノキ病院	新居浜市角野新田町1-1-28

八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地160-1
-------------	-----------------

4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13-183

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年6月4日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13-17）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前				
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）				
委託地方公共団体	機 関		職	委託地方公共団体	機 関		職	
上島町	省略			上島町	省略			
	町長部局	本庁	課長 <u>総務課危機管理室主幹</u> <u>住民課主幹</u> 会計管理者 <u>総務課長補佐</u> （人事又は予算を担当するものに限る。） <u>総務課庶務係長</u> <u>総務課財政係長</u>		町長部局	本庁	課（室）長 <u>企画財政課主幹</u> 会計管理者 <u>総務課長補佐</u> （人事_____を担当するものに限る。） <u>総務課庶務係長</u> <u>企画財政課財政係長</u>	
		省略					省略	
省略				省略				
久万高原町	省略			久万高原町	省略			
	町長部局	本庁	課長 <u>総合戦略監</u> 事務局長 会計管理者 <u>総務課総務行政班長</u> <u>総務課財政管財班長</u>		町長部局	本庁	課（室）長 _____ 事務局長 会計管理者 <u>総務課総務行政班長</u> <u>総務課財政管財班長</u>	
		省略					省略	
省略				省略				
松前町	省略			松前町	省略			
	町長部局	省略			町長部局	省略	出先機関 保健センタ 二	所長
		省略				省略		
省略				省略				
砥部町	省略			砥部町	省略			
	町長部局	本庁	課長 会計管理者 <u>総務課長補佐</u> （人事を担当するものに限る。） <u>企画財政課長補佐</u> _____		町長部局	本庁	課長 会計管理者 <u>総務課長補佐</u> （人事を担当するものに限る。） <u>企画財政課長補佐</u> （ <u>予算を担当するものに限る。</u> ）	

			総務課人事係長 企画 財政課財政係長
		省略	
	省略		
内子町	省略		
	町長部	省略	
	局	出先 機関	省略
	教育委 員会	省略	
		教育 機関	省略
		学校給食セ ンター(内 子学校給食 センターに 限る。)	省略
		省略	
	省略		
伊方町	省略		
	町長部	本庁	課長 会計管理者 総務 課総務管理室長 総合政 策課財政管理室長 総務 課主任(人事を担当する もの_____
			_____に 限る。)
		省略	
	省略		
松野町	省略		
	町長部	本庁	課長 主幹 会計管理者 出納室長 総務課長補 佐 総務課係長(人事又 は予算を担当するもの に限る。)
		省略	
	省略		
鬼北町	省略		
	教育委 員会	事務局	課長_____
		省略	
	省略		
省略			

備考

- 1 省略

			総務課人事係長 企画 財政課財政係長
		省略	
	省略		
内子町	省略		
	町長部	省略	
	局	出先 機関	省略
		児童館	館長
		障害者地域 活動支援セ ンター	所長
	教育委 員会	省略	
		教育 機関	省略
		学校給食セ ンター_____	省略

		省略	
	省略		
伊方町	省略		
	町長部	本庁	課長 会計管理者 総務 課総務管理室長 総合政 策課財政管理室長 総務 課主任(人事を担当する ものに限る。) 総合政 策課主任(予算を担当す るものに限る。)
		省略	
	省略		
松野町	省略		
	町長部	本庁	課長 主幹 会計管理者 出納室長 総務課班長 総務課主任(人事又 は予算を担当するもの に限る。)
		省略	
	省略		
鬼北町	省略		
	教育委 員会	事務局	教育長 課長
		省略	
	省略		
省略			

備考

- 1 省略
- 2 この表中「選挙管理委員会事務局」とは地方自治法(昭和22年法律第67号)第191条第1項に規定する職員により構成される機関をいう。

2 省略

3 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。